

## ～「あとがこわい」でネット被害防止～

県内では、インターネットを利用して児童ポルノ禁止法違反事件等の被害者となる少年が後を絶ちません。最近では、児童ポルノ禁止法違反の「自画撮り被害（※）」が増加傾向にあります。

県警では、インターネット被害防止標語「あとがこわい」を合言葉にして被害防止を訴えています。

「あとがこわい」は平成28年12月19日、県警公式ツイッターに掲載しており、併せて、スマートフォン用の待受画像も掲載しています。

「あとがこわい」でインターネット被害防止！

※ 自画撮り被害とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

### ～スマホの約束6か条～

スマートフォンを利用して

- 「あ」会わないで！（知らない人と）
- 「と」撮らないで！（自分の裸を）
- 「が」画像を送らないで！
- 「こ」個人情報を載せないで！
- 「わ」悪口を書き込まないで！
- 「い」いじめないで！（ネットを使って）



あ・と・が・こ・わ・い



画像のダウンロード①(72KB)

### スマホの約束 6 か条

～スマートフォンを利用して～

- あ 会わないで！ (知らない人と)
- と 撮らないで！ (自分の裸を)
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！ (ネットを使って)



福島県警察本部

画像のダウンロード②(52KB)

### スマホの約束 6 か条

～スマートフォンを利用して～

- あ 会わないで！ (知らない人と)
- と 撮らないで！ (自分の裸を)
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！ (ネットを使って)

*Fukushima Police*

左の画像は、スマートフォンの待受画像として使えます。

「画像のダウンロード①②」をクリック後に表示される画像を保存してください



ネット被害に遭わないためにも「あとがこわい」を覚えてね！



携帯電話  
スマートフォン  
ゲーム端末  
タブレットなど

# 子供に持たせるなら 親が責任をもって！

なぜなら…  
今、こんなことが  
起きているから

令和4年3月1日 発行

いわき市生徒指導委員連絡協議会



## ネット いじめ

◆ SNS上で友人の悪口を載せたら、後日内容が伝わって、その友人が学校に来なくなりました。

ネット上でのやりとりは必ず広がります。ネット上での悪口や友人になりすました行為は、いじめや人権侵害につながるおそれがあり、侮辱罪、名誉毀損罪、脅迫罪などの罪に問われる場合もあります。

## ネット依存 高額請求

◆ お母さんのスマホを借りて、ゲームをしていたAさん。ゲームに夢中になり、昼夜逆転生活。ある月、40万円以上の請求が届いた。

ゲームのやり過ぎなど、ネット依存は、生活習慣の乱れや睡眠時間の減少を引き起こし、学力の低下や高額請求を招くことにもつながっています。

## 誘い出し

◆ SNSで知り合った人と何度かやり取りする中で、直接会って悩みを聞いてくれる約束をした。そして、実際会ってみると…。

ネットの他に連絡できない知り合いは、知らない人と一緒です。ネットで知り合った人と直接会って、性犯罪に巻き込まれたり、生命の危機に遭う重大事件が起きたりしています。

## 個人情報 流出

◆ 友人に下着姿の写真や裸の写真を自撮りして送ったら、知らない人から投稿がくるようになった。

自撮りした写真や動画を送信してしまったために、悪用されてネット上で広まったり、写り込んだ写真や画像の情報で個人が特定されたり、友人を巻き込んだトラブルが起きています。

特に、一度SNS上にアップした書き込みや個人情報は、すぐに削除しても、拡散されてしまう場合もあり、取り返しがつかなくなることもあります。

大人は、子供を取り巻く通信機器の現状を正しく理解するとともに、必ずフィルタリング設定をし、使用にあたってルールづくりをしましょう。持たせるならば親の責任で！